平成２３年（フ）第２６３号
福島市丸子字町裏24番地の１　ハートフルワタナベＢ－２
債務者　石川ひろ子
１　決定年月日時　平成24年１月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１１３号
茨城県神栖市大野原６丁目２番13号ソシアオノ102号
債務者　柴田　一成
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１５１８号
千葉市稲毛区小仲台１丁目５番26号　ハイホーム稲毛チェリーヒルズ203号
債務者　小林　秀明
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５２４号
千葉市中央区道場北２丁目18番25号　千葉パークハウス606号
債務者　石山　泰信
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５４４号
千葉県船橋市上山町２丁目375番地11
債務者　石井　美和
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５４９号
千葉県八千代市上高野523番地
債務者　吉野　敏明
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５５３号
千葉県浦安市富士見２丁目18番18号　ローズガーデンハウス10
債務者　木下　和美
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５５６号
千葉県八千代市上高野1231番地９
債務者　鈴木　雄太
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５６０号
千葉市中央区浜野町118番地７　シティーハイムフェニックス102号
債務者　小笠原雅之（旧姓荒田）
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５８２号
千葉県市原市鶴舞281番地７
債務者　伊藤　秋男
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５８８号
千葉市稲毛区長沼原町942番地の68
債務者　細野　記広
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６０５号
千葉県習志野市鷺沼台４丁目４番60号ブルーハイツ202号
債務者　市川　吉子
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６１０号
千葉県市原市鶴舞281番地７
債務者　伊藤ひとみ
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６１８号
千葉県船橋市三山６丁目37番４号
債務者　渡邉　則幸
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４８５号
山梨県笛吹市一宮町末木669番地
債務者　雨宮かし子
１　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４８７号
山梨県笛吹市八代町岡1661番地　市営久保田団地６－３
債務者　大熊　哲朗
１　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
長野県埴科郡坂城町大字南条4630番地　町営住宅Ａ－４
債務者　斎藤　栄子
１　決定年月日時　平成24年１月18日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
長野地方裁判所上田支部